

旅券法第13条の次の各事項に該当する方は、パスポートの郵送等による仮申請はできません

のでご注意ください（虚偽の申請は旅券法及び刑法によって処罰されます）。

- ① これまでに海外で入国拒否、退去命令または処罰されたことがある。
- ② 現在、日本国法令により起訴され、判決確定前の状態である。
- ③ 現在、日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止または執行猶予の処分を受けている。また刑の執行を受けなければならない状態にある。
- ④ これまでに旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがある。
- ⑤ これまでに日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがある。
- ⑥ これまでに国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（国援法）を適用され外国から帰国したことがある。